

2022年11月2日

厚生労働大臣

加藤勝信 様

日本共産党岡山県委員会

委員長 植本完治

日本共産党岡山県委員会は現在、来年度の予算編成に向けた住民要求アンケートにとりこんでいます。このアンケートでは、多くの住民が物価高騰によって暮らしや営業が危機に瀕している様子が記載されています。政府として、物価高騰総合対策にとりくまれるとのことですが、困難に直面している住民や事業者に十分ゆきわたる対策を講じていただくよう強く要望します。

記

1、医療保険等の保険料の負担軽減に関する制度改善について

- ① 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（以下国保等）の保険料算定に際して、前年の算定収入に持続化給付金等や自治体の時短要請協力金等（以下コロナ支援金等）を含めないよう、国として制度改善していただきたい。
- ② 上記ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「死亡」、「重篤な傷病」、または前年の収入と比べて3割以上減少する場合に保険料が減免される制度（以下コロナ減免）の対象に該当するかどうかを判断する際の算定収入に、コロナ支援金等を含めるよう、国として制度改善していただきたい。

<状況、背景など>

国保等の保険料の算定に当たって、前年のコロナ支援金等は、算定収入に含まれる。一方で、コロナ減免に該当するかを判断する際の算定収入には、前年のコロナ支援金等は含まれない。このことによって、保険料の負担が引きあがる一方でコロナ減免を受けられない状況が発生しうる。

たとえば、小規模な飲食・カラオケの事業者で、2021年も2022年も営業収入があまり変わらない状態で、2021年には県の時短要請協力金を受給していたことによって、保険料額が跳ね上がった。この事例では最終的には「コロナ減免」が適用されたが、自営業者団体等に調査したところ類似例が多いとの回答を得た。

この事業者の場合、

後期高齢 2021年=約13,500円 → 2022年=227,700円

介護保険 2021年=約24,000円 → 2022年=152,040円

計 2021年=約37,500円 → 2022年=379,740円

コロナ減免の算定収入については、国が「自治体の独自判断で算定収入に含めることができる」としていることは承知している。しかし、現在すでに今年の保険料の算

定は終わり、徵収が始まっている。この時点で、自治体が保険料算定をし直すことは困難であり、国としての対応が必要と考えるがどうか。

2、自営業者に傷病手当の支給

自営業者が新型コロナに感染した場合、収入がまったくなくなってしまう。安心して療養するため、せめて国民健康保険に加入している自営業者に傷病手当を支給していただきたい。

3、新型コロナ対応の病床確保について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（事務連絡9月22日）、新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業の病床確保料について、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%を下回る医療機関について、当該医療機関に対する令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料の補助上限額を調整するとある。これは、「コロナ対応病床の使用率が5割を切ると補助を減額する」ということなのか。

そうであれば、医療現場にとってコロナ対応病床を確保することが財政上難しくなることが懸念される。今まで通りの病床確保料の支給を維持していただきたい。

4、医療・福祉関係の事業所への物価・諸経費高騰への対策について

①医療施設への支援

電気代等の高騰により、病院や診療所の財政負担が増大している。電気代等の高騰分をどこからも捻出できない医療施設（医療機関）に対し財政的支援をお願いしたい。

②高齢者や障害者の事業所への支援

物価・諸経費高騰にともない高齢者や障害者支援の事業所の運営も厳しくなっており、光熱費や車両の燃料費のほか、消耗品購入も含め、運営に係る経費への補助を講じていただきたい。その際、通常の報酬とは別立てでの支援をお願いしたい（報酬への加算は利用料の負担増となるため）。

③障害者就労支援事業所の生産・創作活動への支援

障害者就労支援事業所の生産・創作活動において経費負担が増えることは、同じ売上なら収益が減少し、利用者の工賃が下がることになる。経費の増額を販売等の価格に転嫁することも困難な場合も多く、通常でも少ない工賃がさらに少なくなるのは忍び難い。よって、この部分にも、事業所の運営とは別に国において支援策を講じていただきたい。

5、学校給食調理場でのレトルト調理について

倉敷市でのアレルギー対応学校給食について、学校給食調理場で製造したレトルト食品を提供する計画があがっています。学校給食調理場でのレトルト調理については、学校給食衛生管理基準において何も制限が設けられていないうえ、食品衛生法上の認可が必要ありません。その結果、賞味期限の設定も必要ないことになっており、安全性に大きな懸念があります。

レトルト調理が導入される以上、学校給食衛生管理基準にレトルト調理についての食品衛生法上と同様の基準の整備をお願いしたい。

6、苦田ダムの余剰水負担について

岡山市は、岡山県広域水道企業団を経由し、苦田ダムからの水道水を受水しています。その費用は、毎年固定で約 21 億円もあり、岡山市の水道企業会計を圧迫している状況です。その原因は、本来市民生活や事業活動に必要な年間最大供給量は、市の独自水源だけで賄えている状況なのに、県広域水道企業団から基本水量 10 万トン/日と責任受水量 4700 トン/日、これにともなう岡山市の負担（約 21 億円）が、実際の必要量とは関係なく、仕組みとして毎年固定的に掛かっていること、渴水時には追加購入が発生していることがあります。

岡山市の水道事業は 100 年の歴史を持ち、現在は管路拡大を行っておらず、維持管理・耐震化・デジタル化などにも経費がかかっています。これまで一部業務の民間委託や人員削減などに取り組み、今回は計画の一部手直し、全体的な管路更新を先延ばしにして耐震化を優先するなど、あらゆる事業のダウンサイジング努力を行っています。それでも、岡山市の水道事業会計は 2025 年には赤字化の見通しで、今年度には財政健全化計画を策定する予定にしています。現状でも比較的高い水道料金が、このままでは青天井の値上げになることも懸念され、私たちとしては、相次ぐ物価高騰のなか住民への負担増はできるだけ避けたい思いを強くしています。

県広域水道企業団は現在、第 1 期計画期間中で 2025 年終了予定。その後第 2 期計画が予定されていますが、節水等や今後の人口減少による水需要減が想定されるので、第 2 期計画自体の必要性にも疑問を感じています。

苦田ダムの建設は国も深く関わっておられることから、市民に高い水道料負担を押しつる現在の仕組みを解消・改善するため、国においても検討をお願いするものです。

(1) 今後、人口減少等に伴い、赤字転落する見通しの岡山市の水道会計は水道料金値上げを検討しており、物価高騰が続く市民への大きな負担となる。市民に負担を押し付ける仕組みの解消・改善に向けて、以下を求める。

- ① 全国の広域水道企業団で同様の事例はないのか実態を調査していただきたい。
- ② その上で、広域水道企業団の余剰水量の負担が、自治体の水道会計に負担を強いることのないような会計システムの検討、さらに必要な財政支援についての検討をお願いしたい。

(2) 市の水道企業会計に対して一般会計からの積極的な繰り入れができるようにしてほしい。繰り入れる場合にペナルティや条件があるのか明確にしていただきたい。

以上

2022年11月2日

環境大臣 西村明宏 様
経済産業大臣 西村康稔 様
国土交通大臣 斎藤鉄夫 様
農林水産大臣 野村哲朗 様

日本共産党岡山県委員会
委員長 植本完治

気候危機が叫ばれるなか、温室効果ガスの削減に野心的目標をもって取り組むことが求められています。そのためには自然エネルギーを大規模に普及・活用することが不可欠です。しかし、既存の自然や生態系を壊したり、災害を誘発する恐れがあり、住環境に多大な影響を及ぼすおそれがある事業については厳しい規制も必要だと思います。

現在、岡山県鏡野町で（仮称）JRE 鏡野風力発電事業（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）が計画されています。本事業は、大規模な風力発電設備（発電機最大25基）を自然豊かな山の尾根に整備するもので、住民をはじめ、自然保護団体、専門家などから不安の声があがっています。計画段階環境配慮書に係る岡山県知事意見書（2月22日）も、生活環境、動植物、生態系など環境保護や水環境、防災等について、影響の回避・低減を求めていました。

さらに10月14日、環境影響評価方法書に係る経済産業大臣勧告が発出されました。これに先立つ岡山県知事意見書（9月8日）には、「環境影響の重大性の程度を踏まえて十分な検討がなされているとは認められない」との指摘があります。また一般社団法人日本生態学会中国四国地区会の意見書（5月17日）は「生態系管理を適切に進めるための方法評価においては科学的な合理性および論理性に欠けている」として方法書の再提出を求めていました。

以上の点をふまえ、各省庁におかれましては慎重に慎重を期して、事業者への適切かつ厳重な指導がなされるよう以下の点を要望します。

記

- (1) 計画段階環境配慮書および環境影響評価方法書に係る関係機関および自然保護団体等の意見を踏まえ、想定される環境への影響および、それらの回避又は低減の可能性を事業者がどのように考えているのか、環境影響評価の実施前にも十分協議し、その内容を関係省庁が公表あるいは事業者に公表させること。事業者に対し、住民や関係機関等にわかり易く丁寧な説明を行うよう求めること。
- (2) 上記が不十分な場合には、事業を断念するよう促すこと。
- (3) 各種保安林の解除および国有林の伐採は許可しないこと。

以上

2022年11月2日

環境大臣 西村明宏 様
国土交通大臣 斎藤鉄夫 様

日本共産党岡山県委員会
委員長 植本完治

岡山市内の一級河川である吉井川、旭川の水質が抜本的には改善せず、毎年、中国地方で下位となっています。

「令和3年の中中国地方一級河川の水質現況・水生生物調査の結果について」（国土交通省中国地方整備局 2022年7月7日記者発表）

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/202207/220707-1top.pdf>

新聞報道（添付）にあるように、河川水質悪化の一因は、閉鎖性の高い児島湾に流れ込むため、河口付近で滞留していることが指摘されています。これまで国は、児島湖の水質改善のため、児島湖沿岸農地防災事業（1992年度から2006年度）で湖底の汚泥浚渫を行っておりますが、水質改善について以下の対策を求めるものです。

記

- ① 吉井川と旭川の水質改善と、児島湾と児島湖の水質改善を図っていただきたい。
現在国が取り組んでいる状況や今後の計画の予定等があればお示しいただきたい。
- ② これまでの対策と効果についての検証と、実態について調査をしていただきたい。
- ③ それぞれの環境保全や水質改善に責任を負う主体者を明らかにされたい。

以上